



伊丹市公共サインガイドライン

令和2年度（2020年度）

内容

1 公共サインの考え方	1
1-1 公共サインとは	1
1-2 本ガイドラインの目的	1
1-3 本ガイドラインの位置づけ	1
1-4 基本目標	2
1-5 公共サインの種類	3
1-6 適用範囲	4
2 設置方針	5
2-1 集約化と配置	5
2-2 形状	6
2-3 素材	7
2-4 設置場所	8
2-5 表示面の高さ	10
2-6 維持管理	11
3 デザイン	13
3-1 色彩	13
3-2 文字サイズ	15
3-3 書体	17
3-4 ピクトグラム	18
3-5 ユニバーサル対応(言語、音声、点字)	19
3-6 QRコード	20

3-7	ロゴ、マスコットキャラクター.....	20
4	仮設サイン.....	21
5	事務の流れ.....	24
5-1	景観担当との協議.....	24
5-2	都市景観審議会	25
5-3	兵庫県屋外広告物条例.....	25

1 公共サインの考え方

1-1 公共サインとは

公共サインとは、市などの公的機関が人々に地理を示し、まちの広報や啓発活動などの情報を提供し、あるいは注意を促すなど公共的目的のために表示する標識や案内図、看板などのことです。

伊丹市では、兵庫県屋外広告物条例に基づき、公共サインは道路上や公園などの公的空間に設置することができます。

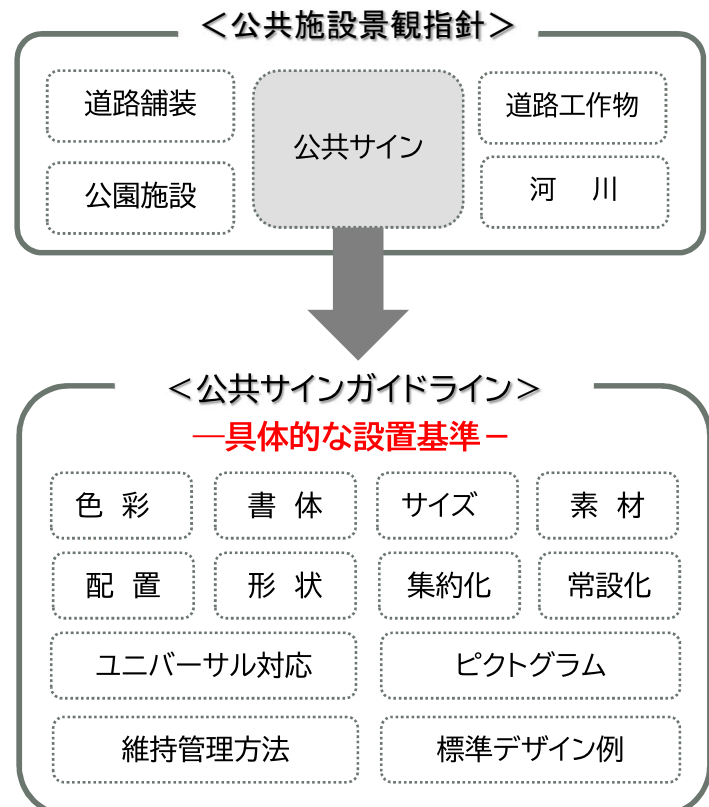
1-2 本ガイドラインの目的

公共サイン設置は、所管が多部署に渡るため、デザインや設置方針などに一貫性がなく、また、管理が不十分なものもあるのが現状です。公共サインは、適切に整備することで、前述したような情報伝達を行うだけでなく、良好な都市景観を形成し、市民や来街者の利便性を高め、都市イメージを向上させる媒体となり得ます。

そのため、本ガイドラインで、本市が表示・設置する公共サインの取り扱いに関して必要な事項を定めることにより、良好な都市景観を形成し、風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するとともに、公共サインの情報伝達性を向上させることを目指します。

1-3 本ガイドラインの位置づけ

平成29年3月施行「伊丹市公共施設景観指針」の対象となる「公共広告物＝公共サイン」について、より具体的な設置基準を定めます。



1-4 基本目標

伊丹の景観に適した公共サインの整備を目指すべく、基本目標を次のように設定します。

■ 伊丹の景観と調和するシンプルなサイン

- 1)伊丹らしいデザインに統一します。
- 2)同じ場所に乱立するサインの集約化を図ります。
- 3)必要な情報を最小限に表示し、不要な情報は適宜見直します。

■ みんなにわかりやすいサイン

- 1)ピクトグラムを中心に、はっきり見えて、簡単でわかりやすい表現にします。
- 2)やさしい日本語や多言語表記、点字・音声等、また夜間照明を効果的に用い、必要な情報を、必要な人に、適切な方法で届けます。
- 3)情報は適宜更新し、電子媒体との連携を図ります。

■ 安全・安心なサイン

- 1)耐候性のある、丈夫なサインにします。
- 2)設置位置に注意し、サインによってまちに死角ができないように、また通行の妨げにならないようにします。
- 3)適切に維持管理します。また、長い間仮設で設置するものは常設での設置を検討します。

1-5 公共サインの種類

案内サイン 地図等を用いて特定の範囲を案内するためのサイン



誘導サイン 矢印等で施設等の方向やルートを示すためのサイン



規制サイン 注意喚起や規制・禁止事項等を表示するサイン



広報サイン 市政情報や催し等を告知するためのサイン、掲示板等



説明サイン 地域資源等の具体的な内容を説明するためのサイン



記名サイン 施設の名称等を表示したサイン



告知サイン 公共のイベントや祝賀情報の告知



啓発サイン 主に道徳やマナーなどの理解を深める目的のサイン



1-6 適用範囲

■新規設置／既設サイン表示の変更／躯体の塗り替え等

<本ガイドラインを適用するもの>

1-5 に挙げたサインで、**市内**の道路、公園、河川、広場等の公共空間や、公共空間に向けて公共建築物等の敷地内に**伊丹市が表示する**公共サイン。

<本ガイドラインの適用外>

- ・法令によりデザインの規定があるサイン
- ・掲示板内に表示する掲示物(はり紙など)
- ・建物内に表示するサイン

<本ガイドラインを参考にするもの>

- ・国や県、警察署等の公共的団体が表示するサイン
- ・公共施設や公共建築物の名称等を表すサインで、建物に直接取り付けないサイン
(建築物に直接取り付けるサインは「伊丹市景観計画」に適合させること)
- ・公共建築物の敷地内を管理するためのサイン
- ・自動車などに表示するサイン
- ・イベント期間中会場内(屋外)に設置するサイン
- ・市民に配布して私有地に設置するサイン
- ・公共空間に許可を受けて民間事業者が表示するサイン
- ・その他市長が認めたサイン

2 設置方針

2-1 集約化と配置

<個別目標>

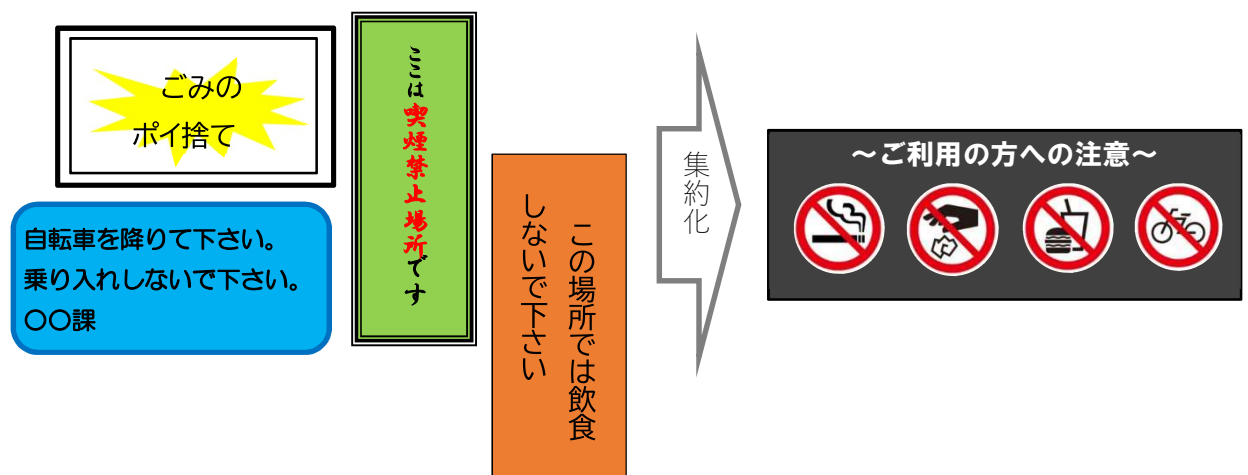
- ① 同じ場所にたくさんのサインがある場合は、すっきりと1つにまとめます(集約化)。
- ② サインの数は必要最小限とし、景観に配慮します。
- ③ 1つにまとめられないサインは、美しく配置します。

POINT

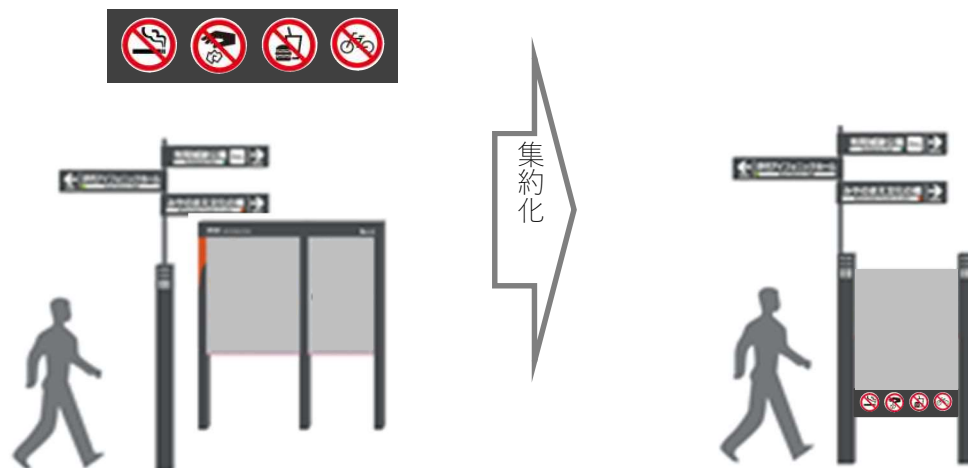
1. 集約化

- 1 か所に表示内容が異なるサインが複数表示されている場合は、原則1つにまとめる
- 不要なサインを見直し、必要なサインを最小限に表示する

(例①)



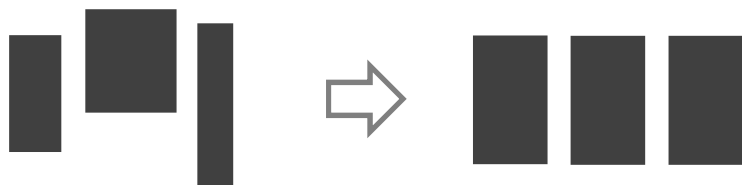
(例②)



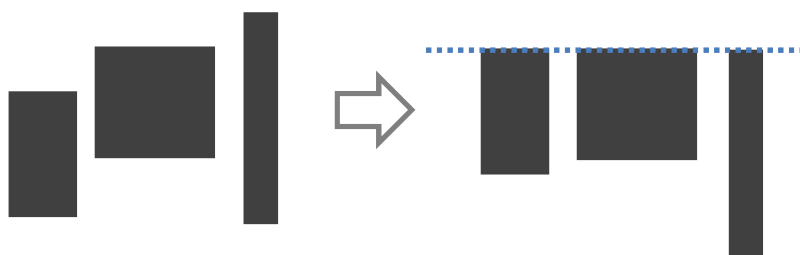
2. 配置

1つのサインにまとめられない場合は、次のルールを守り、美しく配置する

■大きさや形をそろえる



■高さをそろえる



■同じ間隔で配置する



2-2 形状

<個別目標>

- ① わかりやすくシンプルなデザインにします。
- ② 安全に配慮した形状とします。

POINT

1. 誘導サイン

- 歩道空間上に張り出す場合と、歩道に対して平行に設置する場合などを考慮し、形状や設置高さを設定する(2-5 表示面の高さ を参照)

(例)



歩道空間上に張り出す場合

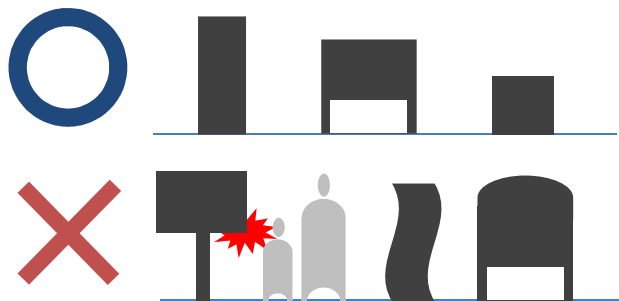
歩道に対して平行に設置する場合

2. その他のサイン

■景観に馴染み、安全に配慮したシンプルな形状とする

※複雑な形状にすると、統一感に欠けて美しくない

(例)



2-3 素材

<個別目標>

- ① 経年変化により劣化がしにくく、耐候性のある素材で作ります。
- ② 簡単に壊れないように、丈夫な素材で作ります。

POINT

1. 共通事項

■長期間屋外に設置しても劣化がしにくい、耐候性のある素材や仕上げとする

※一時的に設置する仮設サインは適用除外

2. 構造体(フレーム・支柱)

(例)

- ・鋼製亜鉛メッキ＋合成樹脂塗装
- ・アルミ製＋ウレタン樹脂塗装
- ・ステンレス製
- ・石材 など



3. サイン板面

(例)

- ・アルミ板
- ・ステンレス板
- ・石材 など



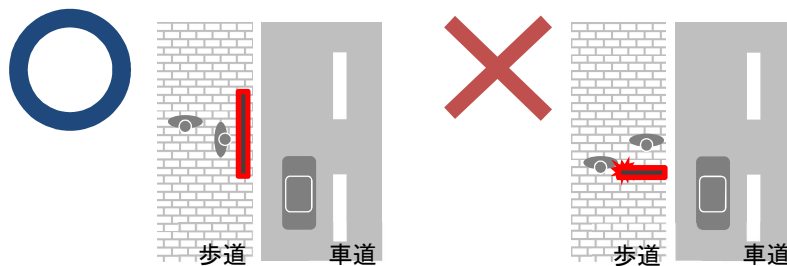
2-4 設置場所

<個別目標>

- ① サインでまちに死角をつくりません。
- ② サインを利用する人の視点で、みつけやすく、誰でも安全に利用できる場所に設置します。
- ③ 夜間でも読みやすいように、街灯の近くに設置するなど配慮します。

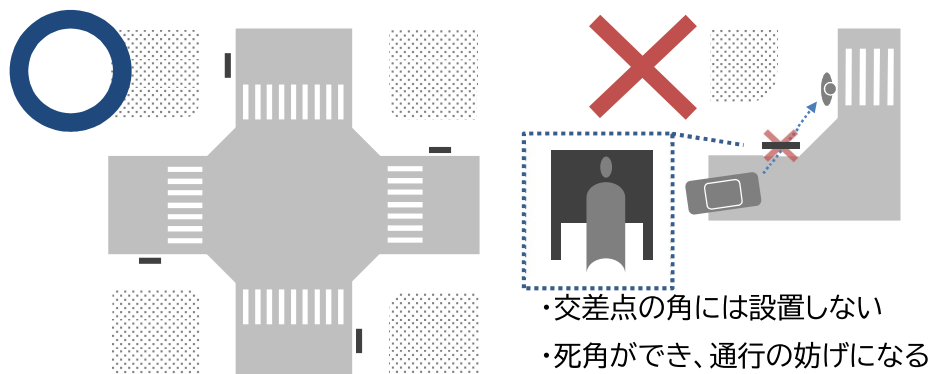
POINT

1. 道路と平行の向きに設置する。

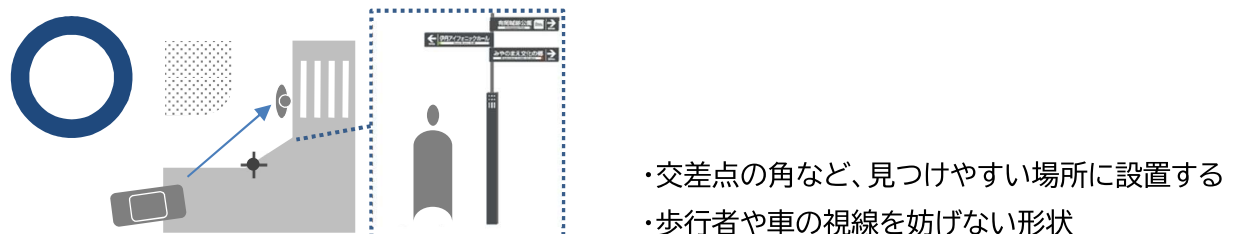


2. 交差点あたりに設置する際の注意

(例①) 案内・広報・規制・説明、誘導サイン

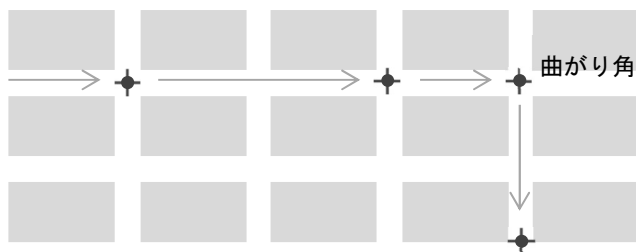


(例②) 誘導サイン(歩道空間上に張り出す場合)



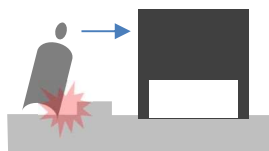
3. 誘導サインの設置基準

■まちの**曲がり角**に加えて、直線の道でも歩行者に不安を与えないよう、**直線でも一定距離ごとに**サインを設置

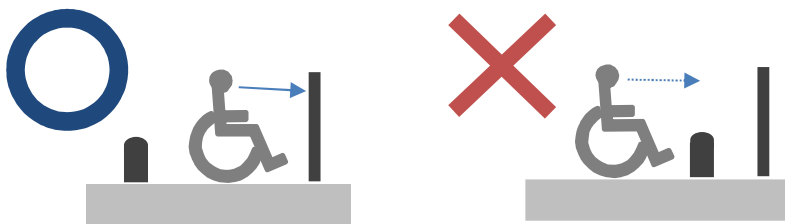


4. 利用する人の視点で安全性に配慮する

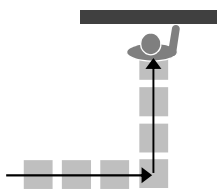
■サインに安全に近づけるように、路面の起伏などに注意し、利用ルートを想定する。



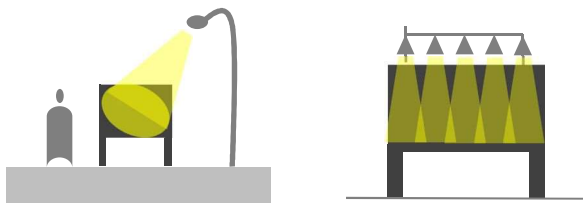
■車いす利用時に、サインの近くまで十分に近づけるだけのスペースをとる。



■点字ブロックを遮らないように注意し、点字や音声で案内するサインは点字ブロックと連携させる。



■夜間も必要となるサインは、街灯の近くに設置したり、照明を取り付けるなど配慮をする。



2-5 表示面の高さ

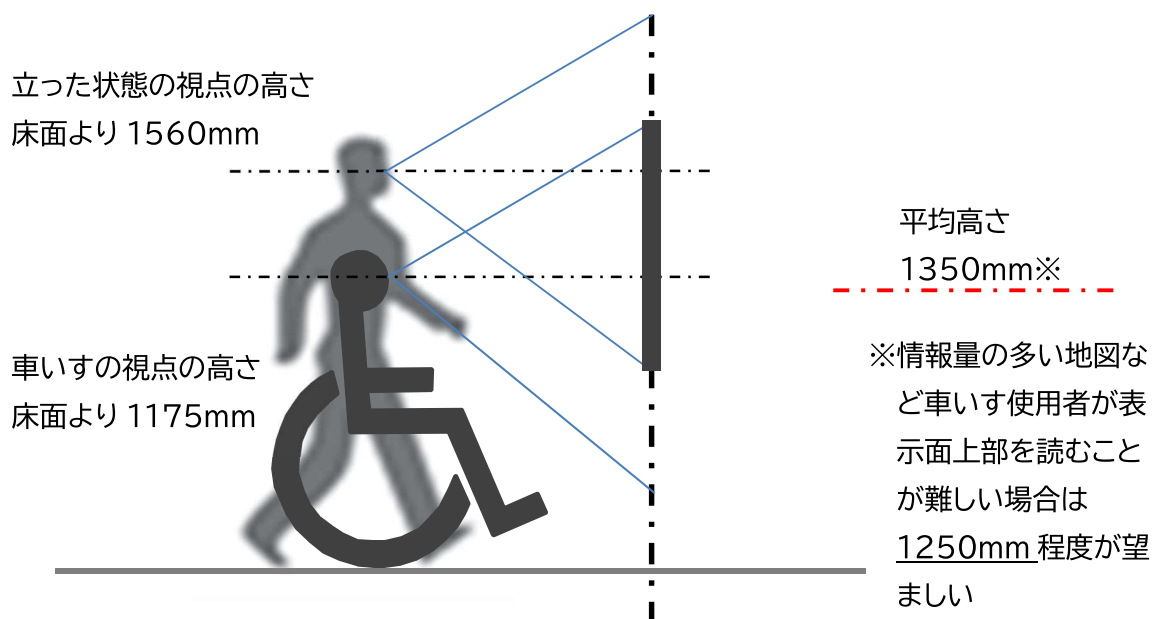
<個別目標>

- ① 表示面は車いす使用者と立った状態での利用者が、どちらでも見やすい高さとしします。
- ② 誘導サインは通行の妨げにならない安全な高さを確保します。

POINT

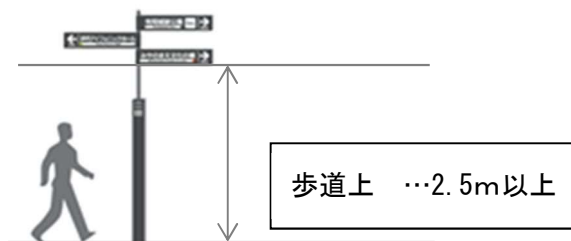
1. 案内、規制、広報、説明、誘導サイン

- 表示面の高さは車いす使用者と立った状態での利用者がどちらでも見やすい 1350mmもしくは 1250mm とする



2. 誘導サイン(歩道空間上に張り出す場合)

- 2.5m以上の高さを確保する



3. 記名、告知、啓発サイン

- 建築物に表示する場合は、できる限り低層部に設置する

2-6 維持管理

<個別目標>

- ① 本体の維持管理:定期点検を行い、**適切に管理**します。
- ② 情報の維持管理:情報は**適宜更新**し、不要な情報は見直します。

POINT

1. 本体管理

屋外に設置されるサインは経年劣化しやすいため、2年に1回程度の**定期点検**を実施し、記録を適切に管理する。

また、大規模台風などの自然災害の後には、その都度点検を実施する。

- 本体のがたつき、歪み、傷、塗装のはがれ等を確認、修繕する
- 音声案内等は機械動作を点検する
- ホコリや汚れを清掃する
- 違法な貼り紙や落書きを取り除く

(例)経年劣化したサイン



2. 情報管理

- 案内板の地図情報や誘導サインの施設名称など必要に応じて表示内容を修正する
- 適宜見直しを行い、不要な情報は削除する

3. 管理台帳

また、公共サインのための管理台帳を作成し、管理を行うことが望ましい。必要に応じて管理番号を割り当て、サインに管理番号を明記する

(例)管理台帳 参考書式

管理番号		サイン種別	案内／誘導／禁止／広報／説明／記名
設置年月日	年 月 日	施工業者	TEL
管理所属	〇〇課		
設置場所 (地図・写真)			
サイン写真			
補修履歴	年 月 日	実施内容:	
	年 月 日	実施内容:	
	年 月 日	実施内容:	
	年 月 日	実施内容:	
	年 月 日	実施内容:	
備考	※道路占用許可／道路使用許可等の管理など		

3 デザイン

3-1 色彩

<個別目標>

- ① 周辺の景観に配慮し、シンプルで落ち着いた色を使います。
- ② 色覚に障がいのある方も見えやすいように、使用する色の組み合わせに配慮します。
- ③ 経年劣化に配慮した色を使います。

POINT

1. 表示面や支柱などの基本色 (例)

1) 自立するサインの場合

■表示面の地色※1

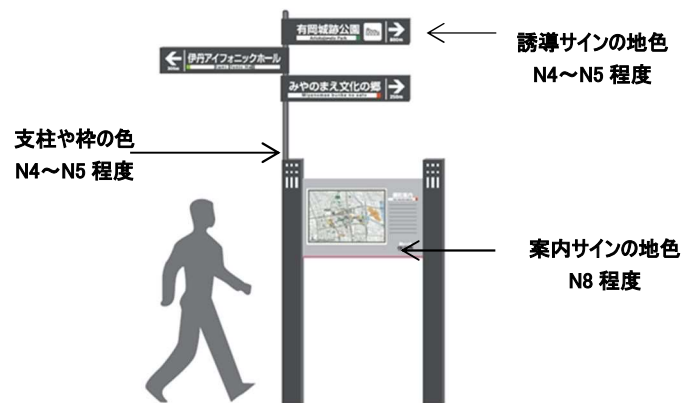
濃いグレー(マンセル値※2 N8 程度)

※誘導サインの地色は

濃いグレー(マンセル値 N4～N5 程度)

■支柱や枠の色

濃いグレー(マンセル値 N4～N5 程度)



2) 建物や工作物等に取り付ける場合

■地色はサインを取り付ける対象(建物の壁面や電柱等)に合わせて、下記の範囲で選択する

色相(いろあい)	明度(明るさ)	彩度(鮮やかさ)
7.5R～2.5Y	5 以上	5 以下
上記以外	5 以上	3 以下

※地色の一部にアクセントとして伊丹市イメージカラーを使用できる

(参考) 伊丹市 VI マニュアル

[メインカラー①]



[メインカラー②]



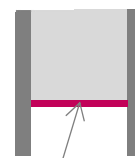
[メインカラー③]



[メインカラー④]



(例)



アクセント

※1 地色:看板の背景色のこと

※2 マンセル値:色を3つの属性(色相・明度・彩度)に分けて数値表現したマンセル表色系による記号のことで、日本工業規格(JIS)で規格化されています。

2. 文字や図柄などの基本色

■黒や白を基本とする

※部分的に赤や黄色などを使用する場合は、経年劣化で特に色が薄くなるため、維持管理に注意する

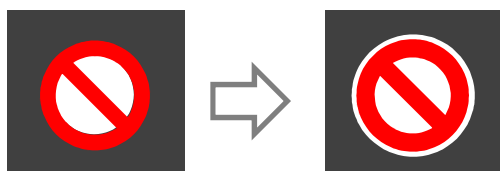
3. その他の注意事項

1)原則、色なしでも理解できるようにデザインする

■地色と文字・図柄色の明度※3 差を十分に確保する



■明度差を確保できない場合は、周囲を縁取る



2)高齢者や色覚に障がいのある方が区別しにくい色の組み合わせは使わない

(例)



4. 色彩の適用除外

1)着色していない木材・石材などの自然素材や、周囲の環境と連続させるため特に必要と認めるものは、色彩に関する規定の対象外とする

※3 明度：色の明るさの度合いのことで、数値が大きいほど明るい



(例)「注意」の赤文字が消えている

3-2 文字サイズ

<個別目標>

- ① 文字のサイズは、人とサインとの距離に応じて、適切な大きさにします。

POINT

1. 文字の大きさの目安

視距離	和文文字高さ	外国語文字高さ
30m	120mm	90mm
20m	80mm	60mm
10m	40mm	30mm
4～5m	20mm	15mm
1～2m	9mm	7mm

原則表を基準として、下記の点を詳細に想定して、文字の大きさを決定する

○誰に見てほしいのか(歩行者／自転車／車両など)

○何を知らせたいのか(注意／禁止／誘導など)

2. 各サインの詳細

1)案内サイン

■1m程度の距離から最低限読める大きさにする

和文 9mm

外国語 7mm

伊丹市

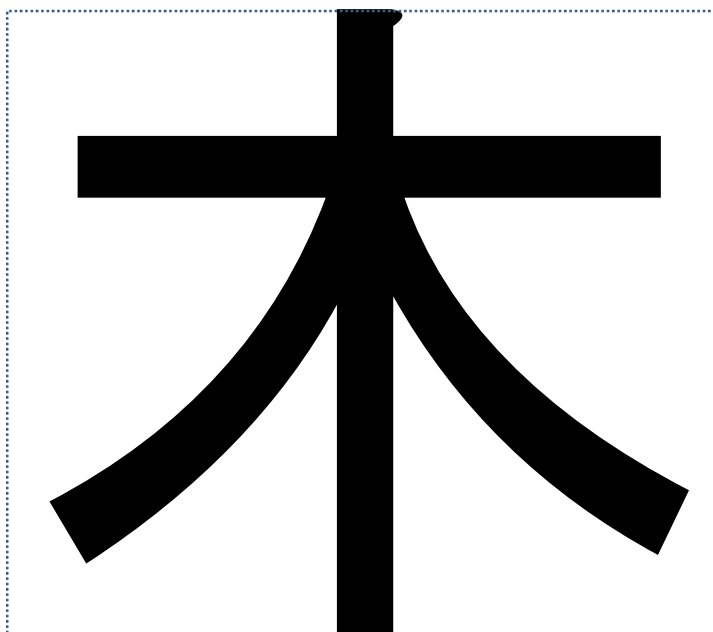
City

※地図等でやむを得ないものについては、この限りではない

※小さい文字が読みづらい方に対し、十分に配慮する

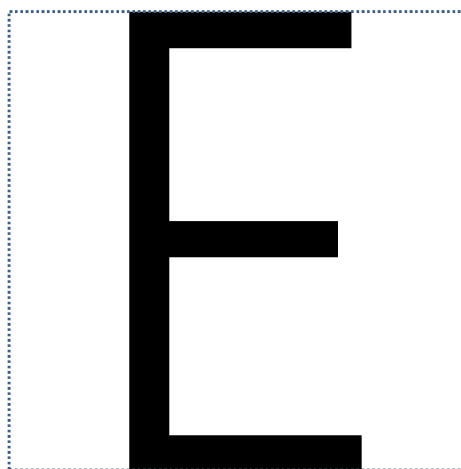
2)誘導サイン

■平均的に 20mの距離から最低限読める大きさ



和文 80mm

※文字の高さは、日本字では指定書体の「木」、アルファベットでは「E」の高さをいいます。



外国語 60mm

■設置条件によって、視距離が 20mよりも短い場合など、やむを得ないものについては、この限りではない

3)その他のサイン

- 1. 文字の大きさの目安 を基準に、適正な大きさとする
 - ※目立たせるために過大な大きさにしない

3-3 書体

<個別目標>

- ① 装飾がなくシンプルで、誰もがはっきりと読みやすいユニバーサルデザインに配慮した書体とします。

POINT

1. 和文書体

- 角ゴシック体を基本とする

(例)

UD新ゴ M	書体	UD ゴシック	書体
UD新ゴ DB	書体	MS ゴシック	書体
UD新ゴ B	書体		

- 公共サインの設置者名として「伊丹市」と標記する場合は、伊丹市VI計画に基づいたロゴマークを使用する

(例)

伊丹市 itami

2. 欧文書体・数字

- サンセリフ系書体(文字の端に線や装飾がないもの)を基本とする

(例)

Helvetica Bold ABCDEF

3. 中国語・韓国朝鮮語書体

- 角ゴシック体を基本とする

(例)

UD新ゴ 簡体字	字体
UD新ゴ ハングル	서체

3-4 ピクトグラム

<個別目標>

- ① 直感的に伝わりやすく、言語を問わない**ピクトグラムを積極的に使用**し、誰にでもわかりやすく表現します。
- ② **情報量は必要最小限**で、電子媒体との連携を検討します。

POINT

1. ピクトグラムの積極的使用

■原則 JIS 規格のピクトグラムを使用(参考:巻末資料 2)

(例)



携帯電話使用禁止



一般注意



静かに

■色彩は、「JISZ9103 安全色及び安全標識(2017 年度改正)」により、下記の値を参照する

	色名	マンセル値
安全色	赤	8.75R5/12
	青	2.5PB4.5/10
	黄	7.5Y8/12
	緑	5G5.5/10
対比色	白	N9.3
	黒	N1.5

2. 必要最小限の情報量

■過剰な情報量のサインは、伝わりにくいので注意する

(例)

注意事項

①この区域へ自転車を乗り入れないで下さい。自転車で通過される方は、大変危険ですので、自転車を降りて歩くようにして下さい。

②豊かな自然環境を守るために、ゴミのポイ捨てはしないでください。ゴミは必ずお持ち帰りください。

③喫煙禁止エリアですので、煙草は吸わないで下さい。煙草を吸われる方は、区域外の喫煙できる場所に移動してください。



注意事項



のらない



すてない



すわない

3-5 ユニバーサル対応(言語、音声、点字)

<個別目標>

- ① 幼児、児童や日本に住む外国人や外国人観光客にも情報が届くよう、わかりやすい表現を用います。
- ② 視覚に障がいのある方に配慮し、**音声や点字等での案内**が必要なサインは漏れのないように設置します。

POINT

1. わかりやすい情報提供と事例

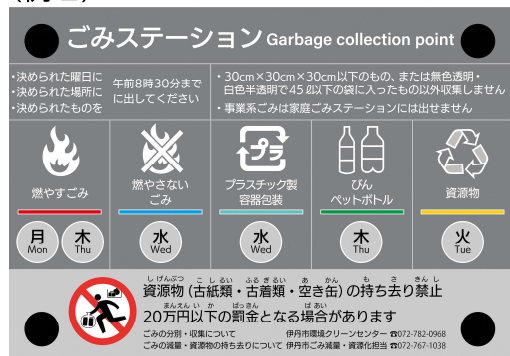
- 特に規制サインなどは、原則ピクトグラムとそれを補足する日本語のみで表示する

- ・注意喚起
- ・禁止事項(例 1)

(例 1)



(例 2)



- 広報サインや説明サインなど、文字で情報提供する場合は、「やさしい日本語」を活用し、漢字には適切にルビをふるものとする

- ・日常生活に関する行政サービス情報(例 2)

- 情報の相手方を想定し、必要に応じて多言語表記を適切に用いる

- ・生命の安全に関する情報(例 3)
- ・観光情報(例 4)
- ・個人の利益に関する情報

(例 3)



(例 4)



※出入国在留管理庁・文化庁『在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン』、観光庁『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』を参照する。

2. 音声・点字等の案内サイン

- 音声・点字等の案内が必要とされるサインは、事前に利用状況を調査する等、不足のないよう十分検討する

3-6 QRコード

<個別目標>

- ① 表示面に制限のあるサインの情報量を増やし、利便性を高めます。

POINT

1. サインに表示することが困難な詳細情報などは、その内容を掲載したホームページアドレスをQRコードで表示することを検討する。

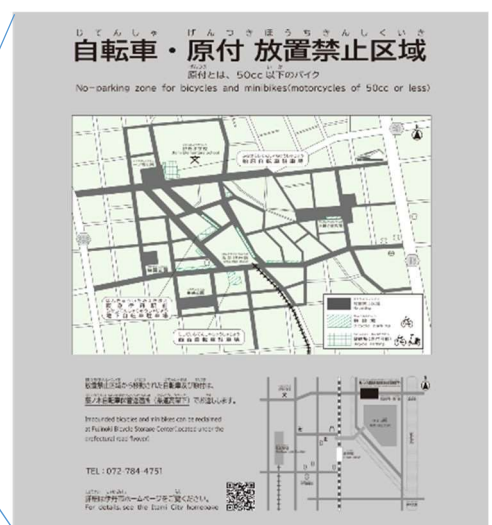
- 多言語表記説明文による説明が必要な場合
- 時期によって内容の変動する情報を掲示する場合
- 表示内容の理解を深めるためにより多くの情報を発信する場合

(参考)

西宮市公共サインデザインマニュアルより



伊丹市公共サイン



3-7 ロゴ、マスコットキャラクター

<個別目標>

- ① デザインの統一化を図るため、ロゴ、マスコットキャラクターは使用しません。

POINT

基本ルール

本ガイドラインは、景観と調和するシンプルなデザインで市内のサインを統一することを目標としているため、原則、ロゴやマスコットキャラクターの使用は禁止します。

ただし、仮設サインで、事業PR用としてそれらを使用することは可能とします。その場合の基準は、4 仮設サインを参照してください。

※ロゴの定義については、P23 を参照

4 仮設サイン

<個別目標>

- ① 長期間設置する仮設サインは**常設化**を検討します。
- ② 景観を阻害しないよう**適切に管理**します。

POINT

1. 仮設サインの常設化

仮設サインとは一時的な情報を表示するもので、はり紙や立看板、のぼり、横断幕、置看板、バナーなどの形の広告物を指し、耐候性が低く、長期間設置すると汚損しやすく、景観の阻害要因となしやすい。仮設サインを長期間設置する場合は、常設サインとして作り直すなどの検討を行う。

2. 共通ルール

1)設置期間

■原則 **3 か月以内**で必要最小限の期間

(3 か月を超える場合は景観担当と協議する)

■サインに設置時期を表示する

※市民に配布して私有地に設置するサイン(以下「配布サイン」とする)は適用除外

2)設置場所

■死角ができない場所に設置する

■歩行者の妨げにならない位置に設置する

3)ロゴ、マスコットキャラクター

■事業 PR 用と認められるものは、原則使用可能とする

4)その他

■下記項目について、原則記載の内容を遵守する

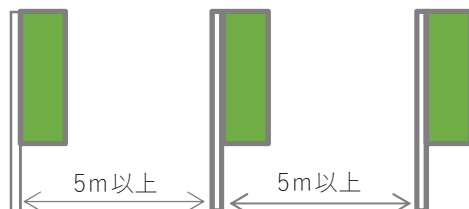
・2-1 集約化と配置 —P5～P6

・3 デザイン表示内容等 —P13～P20

3. 個別ルール

1) のぼり・バナー

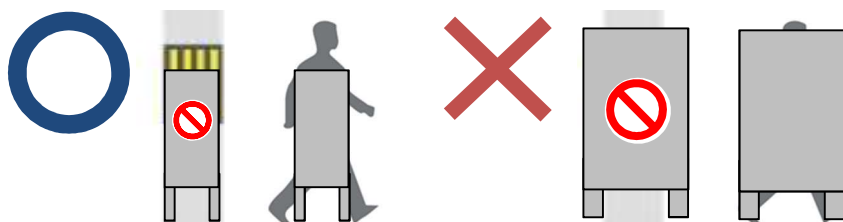
- 色彩は 3 色までとする。地色を白とした場合は、白を除く 3 色を使用できる。ただし、ロゴ、マスコットキャラクターは色彩基準の対象としない
- 表示面積は 2 ㎡以下とする
- 相互間距離を 5m 以上とする（路肩から 5m 以上の場所に設置する場合を除く）



2) 立て看板

- 色彩は 3 色までとする。地色を白とした場合は、白を除く 3 色を使用できる。ただし、ロゴ、マスコットキャラクターは色彩基準の対象としない
- 電柱に設置する場合は電柱より幅を狭くする
- 死角ができないサイズとする

※人が隠れないように計画する



3)横断幕、懸垂幕

- 色彩は3色までとする。地色を白とした場合は、白を除く3色を使用できる。ただし、ロゴ、マスコットキャラクターは色彩基準の対象としない
- 横断幕(壁面を利用するものを除く)にあつては、道路面からの高さを4.5m以上とする

例)ロゴを用いた事例

下記の場合、基準にて数える使用色は、黒(文字色)、赤(文字色)の2色となる。



例)マスコットキャラクターを用いた事例

下記の場合、基準にて数える使用色は、黒(文字色)、オレンジ(アクセントライン)の2色となる。



4)その他のサイン

- 共通ルールを遵守する

※ロゴとは(本ガイドラインの定義は下記のとおり)

ロゴタイプ	ブランド名や商品名、社名など、「デザインされた文字」のこと。
シンボルマーク	会社、団体、個人、サービスなどを「象徴した図形」。
ロゴ	ロゴタイプ、シンボルマークの総称
ロゴマーク	ロゴタイプとシンボルマークがセットされたもの

伊丹市 itami

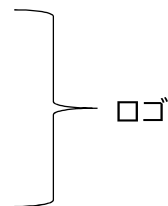
→ロゴタイプ



→シンボルマーク



→ロゴマーク

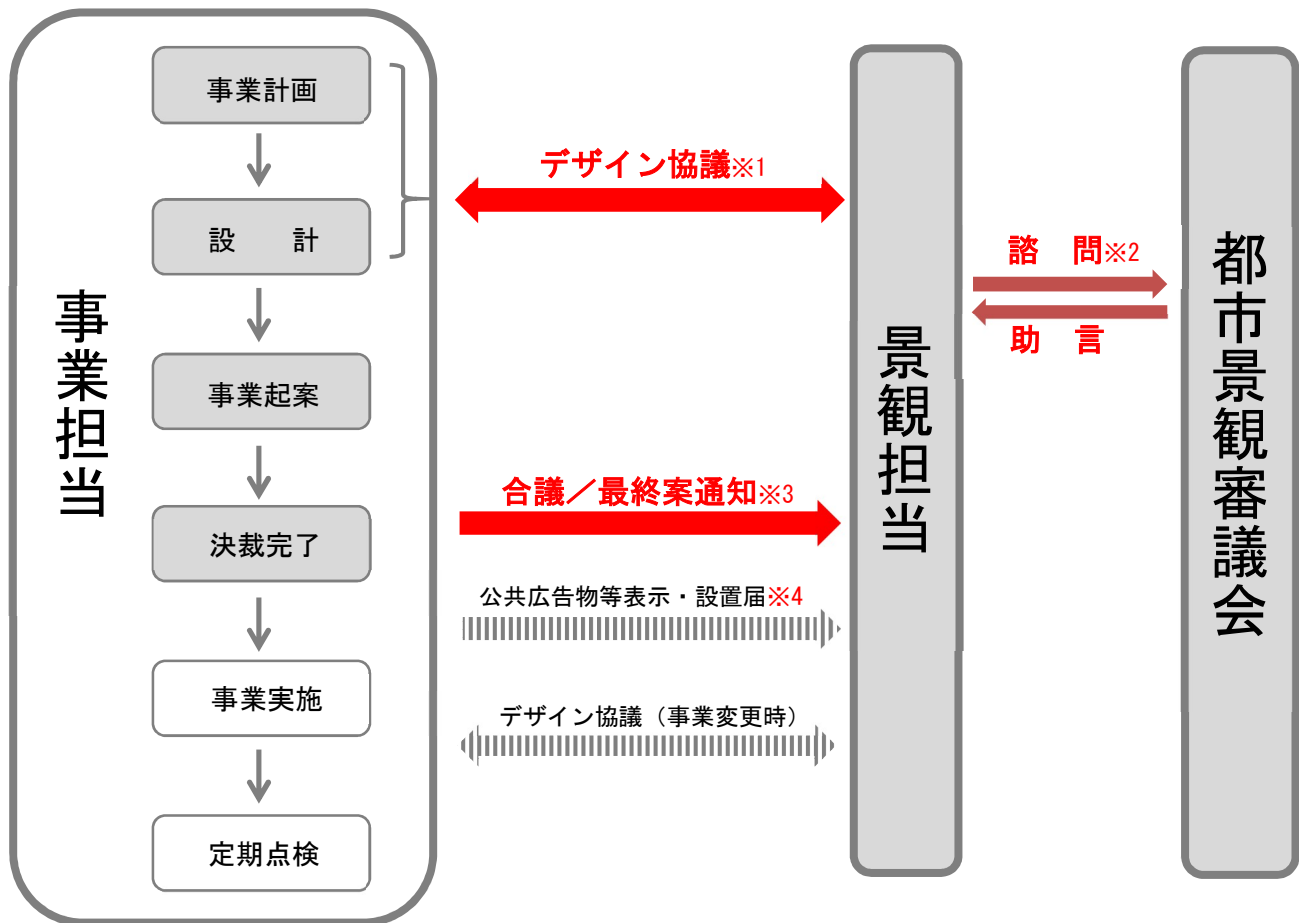


5 事務の流れ

5-1 景観担当との協議

＜公共サイン事業の流れ＞

公共サインを計画する際は、本ガイドラインに沿ったデザインとなるように、景観担当と協議します。



POINT

- ※1 **必須** サインの設置位置や大きさ、使用する色彩等がわかる資料をもとに協議します。
「伊丹市公共サインガイドラインに基づくデザイン協議申請書」を提出してください。
- ※2 **必要に応じて** 都市景観審議会に、デザインに対する助言を求めます。
- ※3 **必須** デザイン決定後、事業発注の決裁時に、都市計画課の合議をお願いします。
ただし、過去に協議・諮問を経たサインと同一意匠のサインは省略可
- ※4 **必要に応じて** 1基あたり5㎡を超える規模の公共サインを設置する場合は、兵庫県屋外広告物条例に基づき「公共広告物等表示・設置届」の提出が必要です。

5-2 都市景観審議会

公共サインについて、景観担当との協議を経た事業は、都市景観審議会にデザインに対する助言を求めます。伊丹市都市景観審議会規則第7条に基づき設置されたデザイン審査小委員会にて審議し、最終的な助言をいただきます。

都市景観審議会は市長からの諮問に応じて都市景観の形成に関する審議を行う機関です。具体的には、伊丹市景観条例・景観計画に関する事項について審議を行い、市長に意見を具申することが役割です。

POINT

下記のサインについては、都市景観審議会の審議対象にはなりません。

景観担当との協議は必要です。

- 1) 仮設サイン(表示・設置期間が原則 3 か月以内のもの)
- 2) 同種の既存サインにデザインを合わせる必要があると認められるもの
- 3) 過去に都市景観審議会に諮ったサインに類似、または応用するもの

5-3 兵庫県屋外広告物条例

国、地方公共団体及び指定する公共団体が公共目的をもって表示・設置するものは、条例に基づく許可を受ける必要がありません※が、表示面積が5㎡を超えるものは、公共広告物等表示・設置届が必要です。

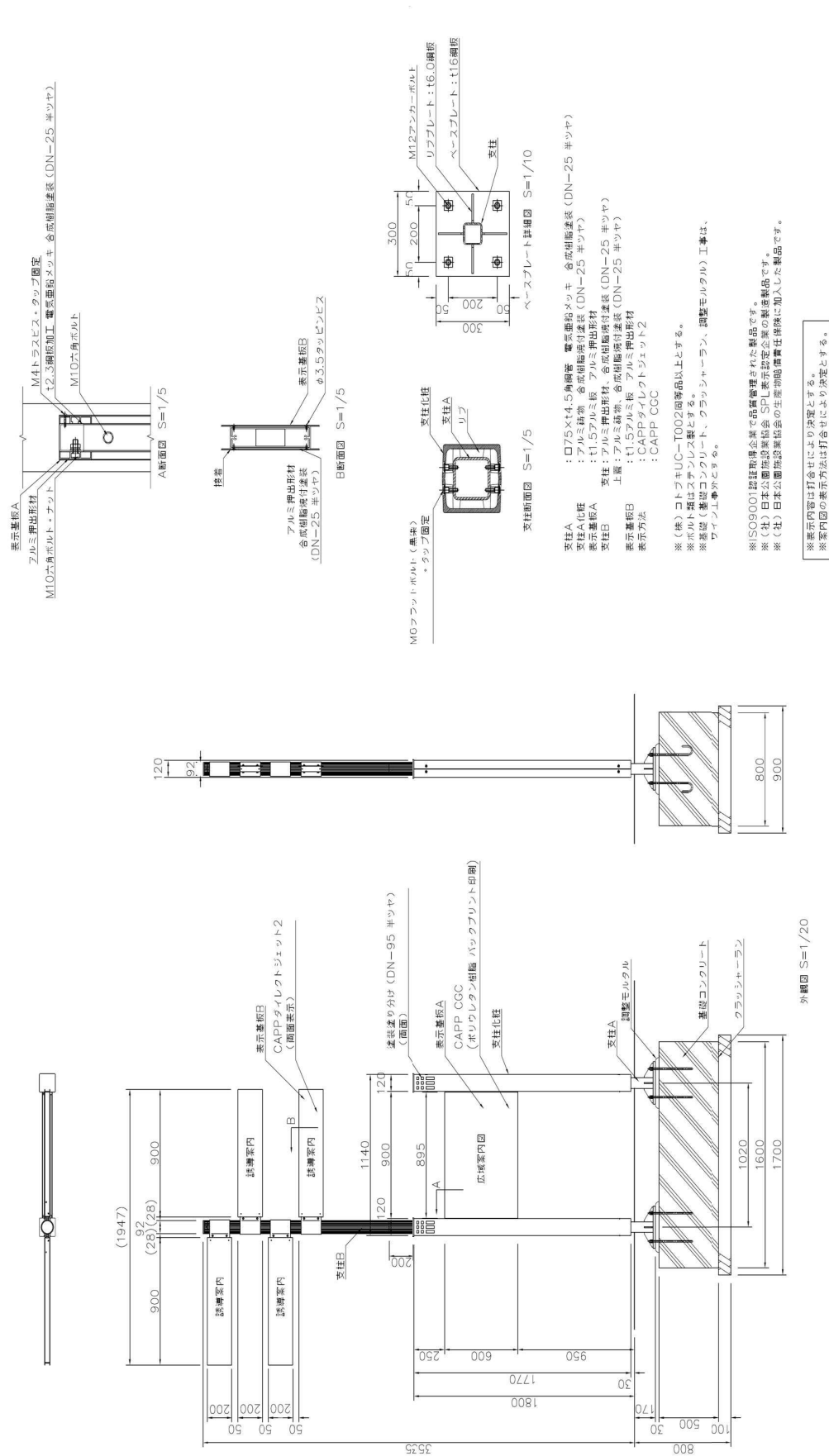
また、官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地は、許可地域より規制が厳しい第2種禁止地域となっていますので、慎重なサイン計画が求められます。

兵庫県屋外広告物条例は、屋外広告物及び広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観若しくは風致(自然の美しさ)の維持及び公衆に対する危害を防止し、併せて地域の良好な景観の形成を図ることを目的としています。

※伊丹市公共サインの設置・管理に関する取扱い要綱に基づき、都市計画課に「伊丹市公共サインガイドラインに基づくデザイン協議申請書」を提出してください。

<参考文献>

- ・「ひと目でわかるシンボルサイン」(交通エコロジー・モビリティ財団)
- ・「建築資料集成3集」(日本建築学会)
- ・「公共交通機関旅客施設のサインシステムガイドブック」(交通エコロジー・モビリティ財団)
- ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン」(国土交通省)
- ・「観光活性化標識ガイドライン」(国土交通省)
- ・「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(国土交通省)
- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」(出入国在留管理庁・文化庁)
- ・「標準案内用図記号」(交通エコロジー・モビリティ財団)
- ・西宮市公共サインデザインマニュアル(西宮市)
- ・伊丹市 VI マニュアル(伊丹市)
- ・伊丹市中心市街地トータルデザイン指針(伊丹市)
- ・伊丹市公共施設景観指針(伊丹市)
- ・伊丹市多文化共生推進指針(伊丹市)



■巻末資料2 「標準案内用図記号(抜粋)」(交通エコロジー・モビリティ財団)



案内所
Question & answer



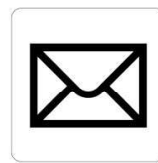
情報コーナー
Information



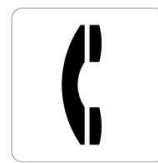
病院
Hospital



キャッシュサービス
Cash service
〔注2〕(通貨記号差し替え可)



郵便
Post



電話
Telephone



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



男子
Men



女子
Women



身障者用設備
Accessible facility

※



エスカレーター
Escalator



階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



車椅子スロープ
Accessible slope



飲料水
Drinking water



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



リサイクル品回収施設
Collection facility for
the recycling products



喫煙所
Smoking area

(備考)
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定
されている場所には、下記の図記号を使用
する必要がある。



※



くず入れ
Trash box



自転車
Bicycle



非常口
Emergency exit

※



広域避難場所
Safety evacuation area

※



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



航空機 / 空港
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ヘリコプター / ヘリポート
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



タクシー / タクシー のりば
Taxi / Taxi stop



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier
【注2】(通貨記号差し替え可)



駐車場
Parking



一般禁止
General prohibition ※



禁煙
No smoking



(備考)
火災予防条例で下記の図記号の使用と
されている場所には、下記の図記号を
する必要がある。

※



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones



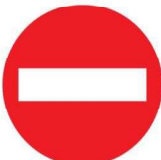
電子機器使用禁止
Do not use electronic devices



撮影禁止
Do not take photographs



火気厳禁
No open flame ※



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs



飲食禁止
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな / かけ込み禁止
Do not rush



ベビーカー使用禁止
Do not use prams
【注1】(文字による補助表示が必要)



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
Not drinking water



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles
【注1】（文字による補助表示が必要）



上り段差注意
Caution, uneven access / up



左側にお立ちください
Please stand on the left
【注1】（文字による補助表示が必要）



応用例 1（右側にお立ちください）
variant
Please stand on the right
【注1】（文字による補助表示が必要）



下り段差注意
Caution, uneven access / down



滑面注意
Caution, slippery surface



転落注意
Caution, drop
【注1】（文字による補助表示が必要）



二列並び
Line up in twos
【注1】（文字による補助表示が必要）



応用例 1（一列並び）
variant 1
Line up single file
【注1】（文字による補助表示が必要）



応用例 2（三列並び）
variant 2
Line up in threes
【注1】（文字による補助表示が必要）



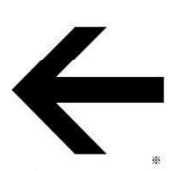
天井に注意
Caution, overhead



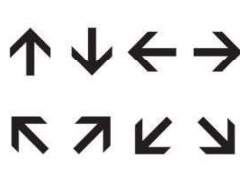
感電注意
Caution, electricity



応用例 3（四列並び）
variant 3
Line up in fours
【注1】（文字による補助表示が必要）



矢印
Directional arrow



応用例
variants

■巻末資料 3

伊丹市オリジナルピクトグラム



野球は
やめましょう



サッカーは
やめましょう



ゴルフは
やめましょう



柵を超えないで
ください



資源物の
持ち去り禁止



ボール・フリスビー
・バドミントン等禁止



自転車、車輪付き
遊具の禁止



テント・タープ等禁止



エサやふん・尿は
必ず片づけましょう



遊具を大切に
使いましょう



遊具を大切に
使いましょう



無責任にエサを
あげないでください

伊丹市公共サインガイドライン

施行年月 平成 30 年 7 月

改定年月 令和 3 年 1 月

発 行 伊丹市 都市活力部 都市整備室 都市計画課

〒664-8503

伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

電話 072-744-2262

FAX 072-784-8062

URL <http://www.city.itami.lg.jp>